

土木行政叢書第六卷上下水道編の刊行

大和田好國

厚生省事務官神谷秀夫氏は上下水道編の記述に當つて、

「専ら上下水道事業の本質の把握總ては此の上にて於て理解せられ、此上に於てこそあらゆる施策が思念せらるべきであるといふ點に、専ら意を注ぎて經驗と智識とに依つて出來得る限り制度の由來、現狀及將來に對する理想といふ形態に於て論述した」旨を述べてゐる。即ち第一編として上下水道行政の概況、我國に於ける上下水道の沿革、監督官廳及法令、上下水道の法律的性質、上下水道と其の區域、上下水道に對する國庫補助、第二編として上下水道の意義、上下水道事業の本質、上下水道事業の經營形態、上下水道の設立上下道布設の認可、又は許可事業主體の義務、事業主體

の特權利用關係、利用者の權利義務、上下水道の買收第三編として下水道の意義、下水道事業の經營形態、下水道の築造、利用關係、事業主體の權利義務、下水道事業の財源を解説したもので行政の實務に従事せる者、其事業計畫を立つる方面に對しては比較すべき良書あるを見ないのである。余は本書を通讀して種々感想を惹起したので一應それを叙述し大方の參考に供する。

一、昔時東京市に於て水道利用の誘導方策として井戸の閉鎖を強要し、強い七水道利用の成果を收めんことに努めた結果雜用水、池水までも水道を使用せしめたので、次から次へと水道事業の擴張を爲さなければなら

ぬこととなり、使用料の値上を行はねばならぬこともなつた。

一、漏水現象に即して給水の制限停止までも行はねばならぬこととなり、遠く霞ヶ浦よりの給水設備までも企てねばならぬこととなつた。

一、防空対策としての水道設備の現状は甚だ憂ふべきもののあること。

一、地下水の利用につき尙研究を要するもののあること。

一、發電用水車の攪亂が水中のバクテリアに如何なる影響を及ぼすべきものであらうかとの考究を要する。

一、水道事業が公益事業であり、獨占的性格を有し、恒久性を確保され、農業用に家事用に清掃用に産業用に警防用等に必要の資材たるは勿論、人間の生命を保持する上に不可欠の物資である。然るに其の運営上の観点から使用料、手数料等を納付せざる者、其他非違の所行者に對し、給水を停止するの制裁を加ふるの果して合理的であらうか。此等非違的行爲者といへども

水なくして生命を維持する能はざるは言を待たない。戦線に在る將兵の勞苦を偲ぶ爲めにクリークの水の如き汚水を以て飲用に供し、悪疫の發生豫防を爲さずとも可なりとは衛生國策上果して其途を得たるものなりや、否余を以て視れば此非違行爲者に對しても全體的保健の爲め給水を許し、國家は公益確保の爲めに之に他の刑罰を科するの途を設くることが所謂新體制に適したる政策ではなからうか、之も一般の研究を要する點であらう。

一、下水道の普及せざるは保健上は勿論、其の他の諸方面に至大の影響を及ぼすものである。例へば工場地帯の如き藥品混入の汚水の爲めに魚類の繁殖が如何に阻害せらるるか、東京灣の漁況について見るも明瞭なる事實である。然るに下水道設備ある都市の僅少なることとは憂へざるを得ないのである。國家は其の財源に對し考慮すべきことの大なるものあるを思はせらる。